

一般社団法人 日本照明工業会

ガイド A138 :2017

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に対応する自己適合宣言書の記入ガイド

1. 目的

このガイドは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下建築物省エネ法と言う）において、照明設備が所定の性能を有していることを証明する書類として、照明設備の自己適合宣言書の作成について定めるものである。

備考)

建築物省エネ法が平成 27 年 7 月に公布され、2,000 m²以上の非住宅について、新築時等に建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）の適合が平成 29 年 4 月より義務付けられることになった。

建築物省エネ法においては、工事監理者は、性能値の確認が必要な項目について、完了検査時に建築主事又は指定確認検査機関より、所定の性能を有していることを証明する書類（第三者認証に係る書類や自己適合宣言書）を求められることがある。この自己適合宣言書は、所定の性能を有していることを証明する書類として活用するものである。

2. 対象範囲

本規格は、照明設備の消費電力が、日本工業規格 JIS C8105-3 照明器具-第 3 部：性能要求事項通則の試験方法により測定されていることに適合する宣言に対する要求事項を規定するものである。なお、本規格で作成される自己適合宣言書は、日本工業規格 JIS Q 17050-1 適合性評価-供給者適合宣言-第 1 部：一般要求事項を準拠している。

3. 用語の定義

この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Q 17000、JIS Q 17050-1 による。

4. 一般要求事項

この規格で要求される一般的な要求事項は、JIS Q 17050-1 による。

5. 自己適合宣言書の様式

自己適合宣言書の様式は、添付の様式 1 とする。この様式は、日本工業規格 JIS Q 17050-1 の様式に準拠している。自己適合宣言は印刷物によるものでも、電子媒体又はその他の適切な媒体によるものでもよい。

6. 自己適合宣言書の記載内容

自己適合宣言書の記載内容は、以下のとおりとする。（添付の記入例を参照）

(1)文書番号

すべての自己適合宣言書は、個々に識別できることが望ましい。各社で定める提出資料の管理番号を記載すること。

(2)発行者の名称・発行者の住所

会社名を記載する。なお、大規模な組織の場合、担当グループ又は部門を特定する必要がある。

(3)自己適合宣言の対象

・宣言の対象は、機種群を示せばよい。

（機種群の例）LED 照明器具、蛍光灯器具、高輝度放電灯器具、白熱電球器具等を示せばよい。

なお、具体的な型式を示す必要はない。

- ・要求事項を規定した文書の識別番号、表題及び発行日、性能確認項目を示す。

照明器具の規格を規定した文書は以下の通りとなる。

〈規格番号、名称、発行日〉 JIS C8105-3 照明器具-第3部：性能要求事項通則、最新版の発行日
 〈性能確認項目〉 消費電力

(4)追加情報

自己適合宣言の基礎とした適合性評価結果と宣言とを関係付けるため、ISO などのマネジメントシステムを引用して記載してもよい。

(5)問合せ先

原則として自己適合宣言書の内容について回答できる部門を記載することが望ましい。

(6)代表者または代理者の署名

発行者の管理主体を代表して署名する権限を与えられた者の署名または代理者の署名。または同等の印とする。

(7)発行日

自己適合宣言書が発行された日付とする。

(8)発行場所

会社名および(6)に示される者の部署名を示すこと。

(9)役職名・氏名

(6)に示される者の役職名及び氏名を示すこと。

備考)

自己適合宣言の有効性の継続は、JIS Q17050-1 による。

7. 適合宣言の有効期間

自己適合宣言書は、最低でも年1回は更新することとする。

なお、6ヶ月に1回更新することが望ましい。

8. 適用開始

このガイドは制定日または改正日より適用を開始する。

一般社団法人 日本照明工業会 ガイドA138
 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に
 対応する自己適合宣言書の記入ガイド」
 制 定：2017年 3月23日
 審議機関：企画委員会（委員長 野崎 重樹）
 立案機関：施設リニューアル小委員会（主査 宮井 伸貴）

発行日 2017年 3月28日
 発 行 一般社団法人 日本照明工業会
 東京都台東区台東4丁目11番4号
 （三井住友銀行御徒町ビル8階）
 電話(03)6803-0501
（禁 無断複写・転載）

(様式1)

(一社)日本照明工業会ガイドA138に基づく自己適合宣言書

文書番号

発行者の名称

発行者の住所

宣言の対象

上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

<規格番号>	JIS C 8105-3:2011
<規格名称>	照明器具―第3部:性能要求事項通則
<発行日>	2011年12月20日
<性能確認項目>	消費電力

追加情報

問合せ先

TEL:

代表者又は代理者の署名

(本人の署名又は同等の印)

発行日 : 年 月 日
発行場所 :
役職名・氏名 :

この文書は、(一社)日本照明工業会ガイドA138に基づき作成された自己適合宣言書である。

(記入例)

(一社)日本照明工業会ガイドA138に基づく自己適合宣言書

文書番号 〇〇-〇〇
 発行者の名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇事業部
 発行者の住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
 宣言の対象 LED照明器具

上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

<規格番号> JIS C 8105-3:2011
 <規格名称> 照明器具－第3部：性能要求事項通則
 <発行日> 2011年12月20日
 <性能確認項目> 消費電力

追加情報 (例)弊社は、ISO9001に基づく品質管理体制により、上記商品群の供給を行いません。
 ・ISO9001 登録番号〇〇〇

問合せ先 〇〇〇〇株式会社
 〇〇部 〇〇課
 TEL: 0000-00-0000

代表者又は代理者の署名

○ ○ ○ ○ ○

(本人の署名又は同等の印)

発行日 : 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 発行場所 : 〇〇〇〇株式会社 品質保証部
 役職名・氏名 : 品質保証部長 〇〇 〇〇

この文書は、(一社)日本照明工業会ガイドA138に基づき作成された自己適合宣言書である。